

令和6年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 会議録

日 時	令和6年11月5日（火） 午後2時30分～午後4時30分
会 場	芦屋市役所 東館3階 大会議室1・2
出席者	委員長 澤田 有希子 委 員 上住 和也 山田 恵美 村岡 由美子 露峯 よしみ 三井 幸裕 和田 周郎 中村 美津子 小野 幸子 守上 三奈子 竹迫 留利子 三谷 康子 仲西 博子 山田 弥生 欠席委員 澤田 喜博 谷 仁 木村 真 小畑 広士 伊丹 秀幸 事務局 こども福祉部福祉室高齢介護課 竹内 典子 永田 佳嗣 山本 直樹 田中 裕志 加藤 真美 西村 勇一郎 前畑 智哉 大原 一輝 高橋 裕樹 関係課 こども福祉部福祉室監査指導課 浅野 理恵子 こども福祉部福祉室主幹（地域共生推進担当課長） 吉川 里香 こども福祉部福祉室地域福祉課 亀岡 菜奈
会議の公表	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 部分公開
傍聴者数	0 人

1 議事

- (1) 第9次芦屋すこやか長寿プラン21（令和3年度～令和5年度）の評価について
- (2) その他

2 資料

- ・ 芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会設置要綱
- ・ 【資料1】 令和6年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会 議事次第
- ・ 【資料2】 第9次芦屋すこやか長寿プラン21現行計画進捗状況について（令和3年度～令和5年度）
- ・ 【資料3】 事業実施状況について（令和5年度）

3 審査（議）経過

上記の議題について事務局より報告、説明し、委員に意見聴取する。

4 開会

（事務局 竹内）

5 議事

（1）計画の概要と評価について

（澤田委員長）

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。

議事1つ目の「計画の概要と評価について」から始めさせていただきます。お手元の資料をご準備ください。今回は、令和3年度から5年度までの3年間の評価を行います、初めてこの評価に関わる委員もおられますので、事務局から簡単にこの計画の概要と評価シートについて説明をしていただきたいと思います。

（事務局 竹内）

「第9次芦屋すこやか長寿プラン21」の概要及び評価シートの見方について説明

（澤田委員長）

ご説明いただいた評価シートの見方については、皆さん問題なくお分かりいただけたでしょうか。ご質問がございましたら、おっしゃっていただければと思います。

（質問なし）

（2）第9次芦屋すこやか長寿プラン21 令和3年度～令和5年度の評価について

（澤田委員長）

議事2番目の「第9次芦屋すこやか長寿プラン21の令和3年度～令和5年度の評価」に入ります。事務局では、計画の中で【新規】あるいは【充実】となっている項目をピックアップして、簡潔に説明をしていただきたいと思います。

基本目標が1から4の4つに分かれていますので、進行としましては基本目標1から順番に始め、1つ1つ質疑の時間を取っていく形で進めたいと思っております。まずは事務局から説明いただいて、その後に皆様からご質問やご意見

をいただくという流れで進めさせていただきます。

それでは、基本目標 1 について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 西村)

それでは、次第に沿いまして議事 2 (2) 基本目標 1 について、ご説明します。

時間の制約もございますので、いくつかポイントを抜粋してご説明します。

はじめに、「計画進捗状況について」 1 - 1 「相談支援体制の充実」について説明させていただきます。

①「地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて、第 4 次地域福祉計画の策定及び推進と一体的に取り組む。」という内容ですが、【達成状況】としては、第 4 地域福祉計画策定体制の重層的支援体制の整備に向けた既存事業や体制の見直しを行う検討チーム B に地域包括支援センター基幹的業務担当が参加し、計画策定に取り組みました。また、計画の推進に各地域包括支援センターと一体的に取り組みました。

【自己評価】としては、地域住民のかたが抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制の整備に向けて一体的に取り組んだとしています。

また、ここには記載できておりませんが、包括的相談支援体制の充実に向けて、令和 5 年度に地域包括支援センター増設の検討を進めました。高齢者人口や高齢化率が高い圏域に対して、地域包括支援センターを増設することにより、地域包括支援センターの業務負担の軽減及び住民サービスの維持向上を図りました。

具体的には、検討会の開催や予算の調整等を行い、すでに令和 6 年 10 月 1 日から新たな地域包括支援センターが増設されています。

次に、「C 相談窓口の周知・啓発」について説明させていただきます。

①「多様な媒体や活動の場などを活用し、高齢者生活支援センターをはじめとした相談支援窓口の周知・啓発に取り組む」では、【達成状況】としては、広報紙、ホームページ、また平成 29 年度より稼働している介護サービス情報公表システム等を使って周知を行い、各高齢者生活支援センターにおいても、それぞれ独自のチラシやポスターを作成し、周知に努めました。社会福祉協議会が発行する「社協だより」や、福祉センターが発行する「福祉センターだより」等に、総合相談窓口の案内を掲載しました。

以上を【達成状況】とし、【自己評価】としましては、周知は十分に進めたかと思いますが、更に、比較的若い高齢者の方にも、相談窓口として認識していただけるように、今後も継続的な周知活動が必要と考えております。

次に、「計画進捗状況について」 2 頁です。1 - 2 「支えあいの地域づくり」の A 「地域づくりのためのネットワーク充実」についてご説明します。

①「各圏域に地域支え合い推進員を配置し、地域資源や地域住民のニーズを把握・分析するとともに、定期的に社会福祉協議会や高齢者生活支援センターと情報共有等連携しながら、住民活動をサポートしていく」と記載しておりますが、

【達成状況】としては、「各圏域の地域支え合い推進員が把握した地域の集い場情報をまとめた「あしやつどい場ガイド」を発行し、つどい場運営者の支援や情報発信を行った。また、「あしもり会」等、定期的な会議の場において、社会福祉協議会の地域担当や、高齢者生活支援センターと情報共有を行っている」と記載しています。【自己評価】としては、概ね達成できているため、継続して関係者間で連携による情報共有を行っていくとしています。

次に、「C 高齢者セーフティネットの整備」について説明します。

施策の内容②として、要援護者台帳を関係機関と連携としています。【達成状況】としては、援護者台帳の情報を更新し、民生委員や自治会、自主防災会、包括当の各関係機関と共有しました。【自己評価】としては、要配慮者の避難支援に必要となる「個別避難計画」の策定が求められているため、地域包括支援センター等も交えながら、策定方法を検討しました。実際に令和6年度にモデルケースの策定を進めているところです。

次に、「計画進捗状況について」4頁です。1－4「認知症ケアの推進」のA「認知症に関する正しい知識の普及・啓発」についてご説明します。

①「認知症に関する講習会の開催や、広報紙等による認知症に対する正しい知識の普及を図り、9月の世界アルツハイマーデーには普及啓発活動を強化する」ですが、【達成状況】としては、各高齢者生活支援センターに配置した認知症支援推進員が中心となって、出前講座の実施や市民の方への正しい知識の啓発等を実施しました。また、若年世代の認知症の理解促進のために、小学生を対象にした認知症サポーター養成講座を開催しました。【自己評価】としては、地域包括支援センターが認知症相談センターである旨を周知するとともに、認知症の正しい知識を普及啓発していきます。

次に、C「地域で支える支援体制づくり」です。

施策の内容①として「認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の周知を図るとともに、行方不明者の早期発見や支援につながる仕組みづくりを引き続き検討する。」を挙げています。取り組みの結果として、登録者数は令和3年度から令和4年度、令和5年度と年々のびております。また、芦屋警察署との連携により、行方不明者の状況等は、随時情報を共有しています。警察署で認知症の方を保護した場合には、認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業の利用も勧めていただいております。【自己評価】としては、認知症の方へのお声掛け方法について周知し、日頃の地域での見守りに活用できる取り組みだったと評価しております。

次に、D「若年性認知症の人への支援」です。

具体的な取組としては、「当事者の会の開催やニーズの把握に努め、状態に応じた適切な支援やその仕組みを検討する。」を挙げています。【達成状況】としては、「当事者の会を定期的を開催し、当事者同士の話からニーズを把握することに努めた」としてしています。また、市内に6か所ある認知症カフェについて、「認知症カフェを市内の各圏域に設置し、認知症当事者やその家族のニーズ把握に取り組んだ」としております。【自己評価】としては、「当事者の会等を定期的に開催し、そのニーズ等の把握を行う」と掲げております。

基本目標1の説明は以上です。

(澤田委員長)

基本目標1についてご説明をいただきました。皆様から何かご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

(仲西委員)

「計画進捗状況について」2頁のC「高齢者セーフティネットの整備」について、【達成状況】にて、関係機関で緊急・災害時要援護者台帳の情報を共有し、活用できるように、台帳を元に名簿を作成し、関係機関に配布したということですが、配布したものを平時のときにこそ共有して、状況を把握しておくことが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局 西村)

緊急・災害時要援護者台帳について、防災安全課等の関係部局とも連携を取りつつ、台帳の整備・共有、あり方等について検討をしております。

台帳の平時からの共有については、民生委員に、この台帳を平常時の見守りにも活用していただいております。

(守上委員)

緊急・災害時要援護者台帳は、自治会にも配られていますか。

(事務局 西村)

緊急・災害時要援護者台帳の情報を元に、災害時要配慮者名簿を防災部局が発行しており、この名簿を一部の自治会、自主防災会に配布して、共有しております。

(村岡委員)

各自治会長に1部、名簿をお渡しされているようです。民生委員については、各ブロックのブロック長が名簿を持っており、これは、普段は開かず、災害時、どうしても必要なときにだけ名簿を開いて、この方の援護をお願いします、と依頼するためのものです。それから、各小学校にも配布していると聞いています。

個人情報ですので、数多く分散すると大変なことになるかもしれないので、限

られた方にしか配布されていないと思われます。

(澤田委員長)

台帳は、電子データではなく、紙媒体で配布されているということでしょうか。

(事務局 西村)

はい、紙媒体で配布しております。

(村岡委員)

台帳は、2枚つづりになっており、各地域の状況や、各人の必要な薬の情報を記載しています。薬の情報等の更新のために訪問もしますので、その際に確認はできますが、普段は封印されている状態です。

(澤田委員長)

それは、ご本人承諾の上、台帳の情報を更新し、それを市が把握されていて、情報を享受されているということですね。

(竹迫委員)

「計画進捗状況について」3頁のA「切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築」について、【達成状況】が、在宅医療・介護連携支援センターを継続設置し、相談支援を実施したことについて記載されていますが、令和3年度以降、毎年減少しています。そちらの【自己評価】が、相談件数の減少がみられることからセンターの有効な活用が図られていないことも考えられる、と記載されています。取り組みとしては、在宅医療・介護連携支援センターの周知を進めることだけでしょうか。相談件数が減っているのは良いことなのか、あるいは周知が不足しているから減少しているのでしょうか。

(事務局 吉川)

在宅介護の連携支援センターは、市民の方というよりも関係機関の方にご利用いただくもので、病院から在宅に戻られるときや、在宅で介護をされるときに、医療機関とうまく連携していただくために活用していただいております。これについて、十分に周知が行き届いていないため、十分に活用されていないのではないかと分析しております。

また、コロナ禍における受診控えの影響で相談件数が減少したということも考えられます。

より周知をすることで活用されるよう取り組んでいきたいと考えております。

(和田委員)

「計画進捗状況について」2頁のB「地域で支え合う体制の充実」について、【自己評価】に、民生委員・児童委員の欠員が生じている地域があることが記載されています。民生委員のなり手がいないというお話はよく耳にするのですが、そのような状況の中で、高齢者人口の増加により、見守り活動の重要性も高まっており、民生委員の負担が増えていると思いますが、市としてフォローやマネジ

メントはどのようにされているのでしょうか。

(事務局 吉川)

直接の所管担当が出席しておりませんので、一般的な回答になってしまいますが、民生委員のフォローについては、福祉推進委員という民生委員と一緒に活動していただける方についても、社会福祉協議会のフォローのもとで設置していただいておりますし、市としても、民生委員がお困りのことがあれば、ご連絡いただき、一緒に考えることで、できるだけ負担を減らすよう取り組んでいます。また、何でも民生委員が対応しなくてはならない、というわけではないので、地域に働きかけるときも、場合によって民生委員以外の方に対して働きかけるなど、配慮を行っております。

また、特に若い民生委員の場合、平日にはお仕事をされていて活動が難しい方もいらっしゃると思いますので、地域によっては土曜日に会議を開催するなど、工夫されていると伺っております。事務局としても、今後も民生委員が活動を続けられるよう、様々なニーズを聞き取りながら、よりよい方法を一緒に考えていこうと考えております。

(村岡委員)

民生委員の立場から申しまして、実際に欠員が多いというのが実情です。130人程度いた時期もありましたが、現在は100人未満となっています。

民生委員を辞めるときには、後任を決めてから辞める場合が多いのですが、後任を依頼したくても、ちょうど良いと思われる人材は、子育てが終わって、お仕事をされており、お休みが取れる日も個人個人で異なりますので、お願いするのが難しいという現状があります。

また、50代、60代の方は、介護が始まった、など、各家庭の事情で民生委員の活動することが難しい方も増えており、人材の確保に苦慮しております。

(澤田委員長)

目標1については以上でよろしいでしょうか。

では、基本目標2に移りたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 山本)

「計画進捗状況について」8頁をご覧ください。

基本目標2「社会参加の促進と高齢者にやすらぎのあるまちづくり」について、ご説明させていただきます。

個別の施策のうち、【充実】の目標を掲げているところを中心に、説明させていただきます。

まず8頁の「2-1生きがいをづくりの推進」(1)「自主的な活動の推進」A「老人クラブ、あしやY.O.倶楽部への活動支援」をご覧ください。

老人クラブ会員数ですが、減少傾向が続いている状況にあります。コロナ禍を発端にした社会の行動形態の変容を踏まえ、創意工夫した取り組みが課題となっています。今後も老人クラブ連合会と連携し会員の拡大を支援していきます。

次に、10頁の(3)「生きがい活動支援の充実」のA「生きがいづくりの支援強化」をご覧ください。

③の、高齢者生きがい活動支援通所事業、いわゆる「生きがいデイサービス」について、閉じこもりがちな自立の高齢者を対象にサービスを行っています。主に社会福祉協議会やシルバー人材センターが行っている事業で、体操や歌、囲碁のような活動を、身近な場所で、高齢者の方が集まって行うことで、生きがいを増やすことが目的となっています。

生きがいデイサービスについては、コロナ禍の影響を大きく受け、参加人数は令和2年度には2,000人程度まで減少していましたが、令和5年度は約5,000人となり、コロナ禍前の平成30年度の5,500人に近い水準まで回復してきています。

また、コロナ禍であった令和3年度から開始したシルバー人材センターによる高齢者ICT教室も人気の事業となっており定着しています。

今後も高齢者の方が身近な場所で気軽に活動に参加でき楽しめるよう、社会福祉協議会やシルバー人材センター等と協力していきたいと考えております。

次に、B「活動場所の充実」をご覧ください。

②の老人福祉会館についてご説明します。老人福祉会館は芦屋市内在住の60歳以上の方であればどなたでも無料で利用できる施設です。

令和5年度は、老人福祉会館貸室利用回数については目標値の220回を大きく上回る392回の利用がありました。貸室はオセロや英会話、体操などに利用されています。貸室として利用されていない時間は休憩や交流の場として利用されています。

イベントにつきましては、包括連携協定を締結している第一生命様に協力していただき、血管年齢や推定野菜摂取量を測定し、食習慣をサポートする取り組みを行いました。2時間の開催時間で約30名の方に参加していただきました。今後もさまざまな人が参加できるイベントを関係団体と企画していき老人福祉会館の魅力を高めたいと考えております。

次に、10頁のE「社会参加の促進と移動手段の確保のための取組」をご覧ください。

①の高齢者バス運賃助成事業の拡充については、令和5年10月より、みなと観光バスを新たに対象に加え、山手幹線を東西に走る路線を拡大しました。令和6年3月までに899枚の運賃割引証を発行し、11,710回のご利用がありました。

次に、11頁の「2-2 就労支援の充実」B「シルバー人材センターの充実」をご覧ください。

シルバー人材センターの会員数につきまして、これまで一貫して増加していましたが、令和5年度に初めて減少に転じました。これまでも全国的には会員数の減少は見られましたが、芦屋市でも同様の状況になってきていると言えます。

また、これまでと同様に市役所北館の玄関横のスペースで高齢者月間である9月にシルバー人材センターの活動内容について紹介するパネル展を開催しました。今後もシルバー人材センターの活動を多くの方に知っていただき、高齢者の就労の確保及びシルバー人材センターの会員数増加に協力していきたいと考えております。

次に、13頁の2-4「防犯・防災対策と災害時支援・感染症予防対策にかか
る体制の整備」B「悪質な犯罪からの被害防止」をご覧ください。

今年3月に芦屋市と芦屋警察署が、「特殊詐欺の被害防止に関する協定」を締結しました。この協定は、高齢者を狙った特殊詐欺の被害が多発している現状を踏まえ、特殊詐欺の被害に遭うおそれが高いと認められる高齢者に関する情報を共有し、被害を防止するために必要な支援を行うことにより、高齢者が安全に安心して暮らすことができる社会を実現することを目的としています。今後芦屋警察署とより一層緊密に連携し、被害防止に努めていきたいと考えています。

基本目標2の説明は以上です。

(澤田委員長)

基本目標2につきまして、ご質問やご意見がありましたら、お願いいたします。

(三井委員)

「計画進捗状況について」10頁のA「生きがいくりの支援強化」について、高齢者向けのICT講座を、委託事業で行っていますが、非常に好評で、募集をしてもすぐに定員が埋まってしまう状態です。シルバー人材センターも全国的にICT化を進めているところですが、高齢者といっても両極端で、ICTを活用されている方と活用できない方がいらっしゃいます。

このICTの講座は、比較的簡単に受講ができて、中身も簡単ですので、こういった取り組みを増やしていただくと、今後、情報の取りこぼしになってしまう高齢者が少なくなるのかなと思っています。シルバー人材センターにもそのような内容を教えることが好きな方は多くいらっしゃいますので、よろしくお願いします。

もう一点、11頁のB「シルバー人材センターの充実」について、事務局の説明のとおり、シルバー人材センターの会員が全国的にも非常に少なくなってきました。高齢化率が高くなり、高齢者は多くおられますが、シルバー人材セ

ンターに加入する年齢が高齢化しており、加入者が少なくなってきました。

また、コロナ禍以降、家に入ってもらうのが不安だという方が増え、シルバー人材センターの仕事が減ったことも影響しています。

コロナ禍のときに、シルバー人材センターに依頼しなくても自分たちでできたので、もう頼まなくてもいいという方が増えたり、今でも、新型コロナウイルス感染症が怖いという方もいらっしゃいますので、シルバー人材センターの仕事の中身を見直していく必要があると思います。シルバー人材センターだけではできない、全国的な構造の変革、高齢化が非常に大きな問題となっておりますので、引き続きご支援をよろしくお願いします。

(中村委員)

他の評価委員の皆様も委員や役員のなり手がなくなっているとおっしゃっていますが、老人クラブの会員数も減少しています。

理由としては、70歳以上になってもお元気で、お仕事をされている方が多いということがあると思います。

高齢者はたくさんいらっしゃいますが、老人クラブの会員数は2,500人程度です。様々なPR活動は行っていますが、老人クラブという組織に目を向けてくださる方は少ないと感じています。

(澤田委員長)

シルバー人材センターも、老人クラブも、定年延長などの影響で働く年数が長くなり、加入される年齢も上がっているということが背景にあるという点で、共通した問題があると思いました。

(露峯委員)

様々な報告を聞かせていただき、広報の方法や、情報の周知のツール、媒体が変化していくことを日々感じています。私たちがさせていただいている社会福祉協議会の活動も含め、広報の仕方、ツールや媒体などについて、こういうことを考えているだとか、こういうことを始めている、というようなことがあれば、教えていただければと思います。

(事務局 永田)

例えば、ホームページを充実させるといった取り組みは当然行っております。シルバー人材センターの三井委員もおっしゃっていただいたとおり、高齢者の方の意識が変わってきており、昔は紙でないといけないという方が多かったですが、今では紙はもったいないので、インターネットで全部出せばいいんじゃないか、とおっしゃる方もいらっしゃいます。しかし、インターネットが使えない方もいらっしゃいますので、ちょうど今が変革期だと思っています。ですから、IT機器が使えない方も使える方も、どちらにも届くような形で広報を行う必要があると考えております。

今後、当然、インターネット等が使える高齢者の方が増えていけば、そちらに移行していく流れにはなるとは思いますが、現時点では平行して広報しています。

今後、ICTを使うことができる高齢者の方が増えていくよう、様々な事業を通じて、新しい広報媒体に高齢者の方が対応できるような施策を考えていきたいと思っております。

(澤田委員長)

「計画進捗状況について」の達成割合の評価についてお伺いします。

例年、厳しく評価されており、今年度も、A評価が増えてはいますが、例えば、10頁のB「生きがいつくりの支援強化」について、活動支援通所事業の参加人数は5,000人に近い数になっており、ほぼ目標は達成しています。その次のB「活動場所の充実」では、老人福祉会館貸室利用回数の令和5年度の目標220回に対して392回の実績があり、目標の約1.5倍の達成度になっています。

しかし、評価がどちらもBになっており、これは、継続して、今後も活動を促進していかないといけないという思いで、Bにされているということでしょうか。

(事務局 永田)

はい、おっしゃるとおりです。

(澤田委員長)

プランなので、これについては、目標値を達成していれば、A評価にしてもいいのではないかと思います、質問させていただきました。

(事務局 永田)

今後の評価については、そういった視点においても評価させていただきたいと思えます。

(澤田委員長)

それでは、次の基本目標3に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

では、基本目標3につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 田中)

基本目標3「総合的な介護予防の推進」についてご説明いたします。

まず、「計画進捗状況について」14頁のB「介護予防センターの機能強化」について説明します。

令和3年度からの新規の取り組みとして「介護予防リーダー養成講座」を実施しています。こちらは、身近な地域で住民主体の介護予防活動を推進する地域コミュニティづくりや、継続的に活動をするために中心となるリーダーを育成するものですが、令和3年度から5年度で45名の方に受講いただきました。

令和５年度においては、同じく介護予防センターで実施していますトレーナー派遣事業の利用者や高齢者生活支援センターのさわやか教室の受講者を訪問して、それぞれの団体の悩み事を解決したり、会則の策定や助成金の活用等の助言を行うことで、自主運営化に向けたサポートを行っています。

次に、１６頁のＡ「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の推進」について説明します。

こちらも令和３年度からの新規事業ですが、医療・保健・福祉分野の担当者間で課題の共有を図りながら事業を実施しております。具体的には、理学療法士などの医療専門職が地域の通いの場に出向いて、フレイル予防に関する健康教育や健康相談を行い、その結果、支援の必要な高齢者に対して、健診や医療の受診勧奨または、高齢者生活支援センターを紹介するなどの支援を行いました。また、事業を実施していく中で、通いの場の参加者は比較的健康意識の高い方が多いことが分かってきましたので、健康に対する意識が低い方への周知啓発を行うことが必要と感じたことから、令和５年度については、集会所などの公共施設で予約不要な立ち寄り型の健康教育を実施しています。

本事業の評価について少しご説明させていただきますが、施策の内容欄の③に記載しています、事業の目標値として、「通いの場等での保健事業と介護予防の一体的実施の回数」を年度ごとに挙げています。令和３年度から５年度では、新型コロナウイルス感染症による影響もあり、通いの場の活動自体が縮小していたことから、実施回数の実績は達成状況及び自己評価に記載のとおり、各年度において計画を下回っています。ただし、本事業の目的は、フレイル状態等の高齢者を早期発見し、適切な医療や介護につなぐことや、高齢者自らが継続的に介護予防に取り組むように健康状態やフレイル予防への関心を高めることとしており、令和３年度から５年度の３年間で延べ５２２人の方にフレイル予防の周知啓発を行うことができたことから、事業目的を達成することが出来たとして、評価についてはＡ評価としています。

「介護予防リーダー養成講座」と「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業」は、どちらも令和３年度からの新規事業ですので、実際に事業を実施していく中で課題を見つけながら、参加者の確保やより多くの市民の方にフレイル予防の周知ができるようにより効果的な実施方法について、医療専門職や事業委託先と検討を重ねながら進めているところです。

基本目標３の説明は以上です。

(澤田委員長)

基本目標３について、ご質問、ご意見などありましたらお願いいたします。

(三田委員)

高齢者生活支援センターに介護認定のことなどで相談される方は、70～80歳代の認知症の配偶者を診られる方も多く、介護保険の説明をしていただいても、皆さんよく理解ができないという現状があります。皆さんに、説明は分かりましたかと伺うと、難しかったとおっしゃる方が多いです。認知症だけではなく、身体介護の場合でもそういうお声を聞いております。70代、80代の方は説明のスピードについていけなかったり、言葉が難しかったりするので、考慮していただきたい、という意見を述べさせていただきます。

(事務局 西村)

分かりやすいご説明を心がけるとともに、高齢者生活支援センターは、高齢者ご自身だけではなくて、ご家族にもご相談いただける場だということを周知していくことで、支えられるご家族の方にも相談していただき、そこから支援にも繋げていきたいと思っております。

高齢者の方自身にも、ご家族にも、相談いただけるような窓口にしていききたいと思います。

(露峯委員)

社会福祉協議会にも包括支援センターがありますし、居宅介護支援事業所や、実際にサービスを提供しているヘルパーステーション、訪問看護ステーションなど、たくさんの介護保険に関する事業を行っております。

先ほどご意見をいただいたとおり、介護保険の制度は、とても難しいいうえ、どんどん変わっていきますので、どこの窓口相談に行けばいいのかという分かりやすいご案内をするとともに、直接ご相談を受けさせていただく私たちが、介護保険制度はとても分かりづらい、難しい制度だということをよくよく認識して、その方が何を求めてらっしゃるのか、何に困ってらっしゃるのかを理解し、そこにお答えできるよう心がけて、対応させていただきたいと思っております。

(上住委員)

「計画進捗状況について」14頁のB「介護予防センターの機能強化」について、施策の内容「①介護予防のきっかけとなるよう幅広い、介護予防・健康づくりに向け、運動トレーナーの指導によるエクササイズ、口腔ケア・栄養に関する講座を実施する。」とありますが、口腔ケア、栄養指導は、歯科衛生士や管理栄養士等が講師をされていたのでしょうか。

(事務局 田中)

そのとおりです。介護予防センターの職員に歯科衛生士等がおりますので、その者が指導・講話等を行っています。

(上住委員)

市が直接、歯科衛生士等と呼ばれて実施されたということでしょうか。

(事務局 田中)

介護予防センターに事業委託をしておりますので、市が直接呼びしたわけではなく、介護予防センターが歯科衛生士等を雇用し、介護予防センターとして講話等をしています。

市としても、一体的実施事業の中で、兵庫県の歯科衛生士会と委託契約を結び、その中でオーラルフレイルについて講話いただいているところです。

(上住委員)

「計画進捗状況について」14頁のA「介護予防活動の普及・啓発」の【達成状況】に関連して、オーラルフレイルの予防に関する特集記事を「広報あしや」に掲載していただいて、歯科医師会としてはオーラルフレイルについての理解を深める一助になると、大変感謝しております。

オーラルフレイルは、介護予防の根幹になるものだと思っておりますので、こういった取り組みを継続いただき、市民に広く周知いただくよう要望します。

オーラルフレイルもフレイルも、フレイルからサルコペニアになって、寝たきりになったら、介護が絶対に必要になります。これを予防するため、声を大にして、継続して何回も何回もやるということが、介護予防という点からは非常に大切だと思いますので、第10次すこやか長寿プラン21以降においても、継続していただきたいと要望いたします。

(澤田委員長)

予防については継続が非常に重要ですので、次期計画においても継続をしていただきたいということで、要望をいただきました。

基本目標4に移らせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 田中)

基本目標4「介護サービスの充実による安心基盤づくり」についてご説明いたします。

「計画進捗状況について」21頁のD「新型コロナウイルス感染症等の感染対策の徹底」について説明します。

コロナ禍以降、各事業所において、感染症対策を徹底しながら、介護サービスを提供していただいています。令和3年の状況としては、新型コロナウイルスの感染者が多く医療機関の病床がひっ迫していた中で、新型コロナウイルス感染症になってもすぐに入院等ができず自宅療養する方が多くいました。高齢者の生命維持のためには、介護支援が必須でしたが、陽性者へのサービス提供を可能とする事業所が少なくサービス調整が困難になることが予想されたため、サービス提供が可能な事業者と委託契約を結び、陽性者の支援を確実に実施できる

仕組みを整備しました。この他にも、令和3年度と4年度において、新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者に対して訪問介護等を提供した事業者に対して、サービスに従事した職員への手当としての補助金を支給したほか、クラスターが発生した事業所に対しては、市で備蓄している衛生資材を集中的に配布するなど、介護の現場で直接サービスを提供していただいております事業所・職員の方をサポートしました。

さらに、近年の物価高騰等による事業所の負担軽減を図ることを目的として、令和4年度と5年度において、物価高騰対策支援金の支給を行いました。実績としては、令和4年度には66法人に対して合計1,940万円、さらに、令和5年度では、施設系のサービスで電気代等の高騰による影響が大きかったことから、補助単価を大幅に引き上げて実施し、69法人に対して、合計で5,905万円の支援金を支給しました。

次に、E「共生型サービス等の推進」ですが、2つ目の取り組みに記載している、障がい者の介護保険制度への移行におけるグランドルールについては、65歳を境とする、年齢による切れ目のない支援を行うため障がいサービスから介護サービスへの円滑な移行が出来るように介護部門と障がい部門で連携を行っております。具体的には、介護認定の申請は65歳の年齢到達の3か月前から可能ですが、芦屋市のグランドルールにおいては、希望される方は約11か月前から、障がい計画相談員・高齢者生活支援センター、障がい福祉課、高齢介護課の職員で情報共有を行ったり、介護認定の仮の調査を行っています。これにより、本人や家族に対してより詳しく丁寧な説明ができていますので、引き続き介護保険移行後のサービスの利用に対する不安の軽減に努めていきたいと考えています。

次に、23頁のD「地域密着型サービスの充実」についての2つ目の取り組みに記載しています、看護小規模多機能型居宅介護の整備について説明します。

令和3年度から公募を行っていましたが、これまで事業者の応募がなく整備に至らなかったことから、今年度からの計画を策定するにあたり検討を行い、医療的なケアが必要な方への対応として、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護の利用など様々なサービスの周知を行い、在宅生活の継続を支援していくこととしています。

基本目標4の説明は以上です。

(澤田委員長)

「計画進捗状況について」21頁のE「共生型サービス等の推進」について、障がい者の介護保険制度の移行が適切に行えるように、芦屋市独自のグランドルールを構築されて、関係機関が連携した支援に取り組んでおられますが、芦屋

市の独自のルールについて、ご説明をお願いいたします。

(事務局 田中)

これまで障がい福祉のサービスを利用されていた方が、65歳という年齢要件で障がいサービスから介護保険サービスに移行しないといけない場合に、介護保険法上65歳になる誕生日の3か月前でなければ介護認定の申請ができず、さらに、申請から要介護認定の決定までにはおよそ1か月かかりますので、介護保険のサービスの利用開始までが大変短期間になってしまいます。それによって、これまで障がい福祉サービスを利用していた事業所から、介護保険のサービスの事業所に変更されることや、制度が変わってしまうことについて、十分に準備ができていなかった部分がありました。グランドルールにおいて、最大で年齢到達の11か月前から準備期間を取ることで、あらかじめ介護保険事業所の雰囲気慣れていただいたり、介護サービスと障がい福祉のサービスの利用について検討をする等の準備期間を十分に確保することを目的として、このグランドルールを定めております。

(澤田委員長)

介護保険サービスで不足する分については、障がい福祉サービスを利用するということですが、この部分が市区町村によって裁量が大きい部分だと聞いております。本日、芦屋市障がい団体連合会の小野委員も来られていますので、ご意見がありましたらお願いいたします。

(小野委員)

障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行について、時間を取ってゆっくり考えられるようになったことは大変喜ばしいことだと思いますが、障がい福祉サービスと介護サービスで中身が違ったり、介護を担う方が障がい福祉サービスについてあまりご存じなかったりということがあると思います。そちらについて、どのように解決しようとお考えですか。

(事務局 田中)

障がい福祉サービスの相談員の方が、介護保険の制度をあまりご存じないこともありますので、相談員の方にも、介護保険にはこういうサービスがあるということを知っていただくために、障がい福祉サービスの相談員と高齢者生活支援センター、市の障がい福祉課の担当者、高齢介護課の担当者で集まる会議を開き、介護保険サービスについて説明させていただいて、相談員の方からご家族等にご説明いただいています。

(小野委員)

障がい福祉サービスの自己負担は、大抵の方が0円です。介護保険は1割負担になると聞いていますが、障がいのある方、多くの方が年金で暮らしており、サービスを受けるときにお金が必要となると、ちょっと大変なのではないかと思

います。個人個人でいろいろなケースがあるといいますが、お金の面で難しいことがあったときには、前向きに解決するように考えていただけるのでしょうか。

（事務局 田中）

おっしゃるとおり、介護保険は所得に応じて1割から3割負担していただきます。

介護保険の補助制度としましては、食費や、居住費を軽減する負担限度額認定という制度があります。また、一時的にはお支払いいただく必要がありますが、高額介護サービス費として、自己負担額の一部をお返しの制度もございますので、そういった制度をしっかりとご説明していく必要があると思います。

（澤田委員長）

それぞれ異なった制度について、65歳を超えた時点で切り替わるというのは、非常に難しい問題だと思います。今まで使えていたサービスが使えなくなることで、生活に支障が出る方がおられないよう、お願いいたします。

（山田（恵）委員）

「計画進捗状況について」5頁のD「若年性認知症の人への支援」について、芦屋市は、若年性認知症への取り組みについては遅れています。10年以上前から、神戸市などで支援を受けていらっしゃる方が大変多く、若年性認知症の方はご家族も長い間の介護が必要になってまいりますので、そういう方のサポートをよろしくお願いいたします。

（事務局 永田）

おっしゃるとおり、若年性認知症について、取り組むべき課題と認識しています。このすこやか長寿プラン21の計画について、3年に1回見直しされますが、次期の計画の中でも重点的に取り組むべき内容の1つと考えております。

今後も引き続き様々な研究、検討を行いながら取り組んでいきます。

（澤田委員長）

「計画進捗状況について」20頁の、基本目標4-2について、ご説明にはなかったかもしれませんが、【充実】になっている、A「介護人材の確保へ向けた取組」があります。

すこやか長寿プラン21の策定委員会において、介護人材も、ケアマネジャーの人材も高齢化され、退職されて、専門の方が非常に不足しているという問題が取り上げられていました。介護人材についての取り組みについて、補足事項等ありましたらご説明をお願いいたします。

（事務局 田中）

令和3年度から4年度については、福祉フェアがコロナ禍の影響で中止になったこともあり、人材確保の取組が実施できていない部分があります。今年度からの計画の中でも、人材確保について、新しい補助制度を創設して取り組むとい

った目標を掲げています。来年度からの補助制度の創設に向け、市内部で協議を進めているところです。

また、先日、ハローワーク西宮と共同で、合同就職説明会を開き、その中で芦屋市事業者連絡会の会長に、芦屋市でお仕事をするものの魅力等をお話いただきました。また、兵庫県と共同して、介護に関する入門的研修を10月に合計3日間実施しました。各日の定員は40名でしたが、定員の申込みを受けるなど多くの方にご参加いただきました。このように、介護の人材の裾野を広げる取組を行っています。

この他にも、来週には、介護保険サービス事業所見学会を企画しており、市内の施設を巡り、職場の雰囲気を感じていただいたり、直接、職員の方とお話をいただくことで、介護の仕事をより身近に感じていただき、就職につなげていくような取組を進めています。

(澤田委員長)

いろいろな取り組みをされているということですね。事業所見学会が特に興味がわきました。

ほかに、基本目標4についての質問がなければ、全体をとおして、ご質問、ご意見はありますか。

最後に、全体の項目の評価を皆さんに見ていただき、全体のまとめに入ります。

昨年度までの評価ということで、コロナ禍の影響が少なからずあった状況だったと思います。

地域での居場所に関する活動については、まだ充分でない部分もありますが、活発な状況に戻ってきているというご報告がありました。対面で集まりにくい場合にも、オンラインを活用しながら、繋がりのある関係づくりが進んでおり、新しい形の居場所づくりが進んでいるのかなという印象を受けました。

また、今回、質問等が特に多くあった項目として、人材に関するものが多い印象でした。

例えば、民生委員については、高齢化が進む中で、地域のコミュニティづくりや地域福祉の中で、核となるような役割が期待されるため、非常に負担が大きく、人材も不足しているという状況があります。地域包括ケアシステムで民生委員という存在が位置づけられているのに、十分な支援がない状況かもしれないということが、非常に大きな問題だと感じました。地域包括ケアシステムの中で、社会福祉協議会をはじめ、色々な相談窓口と民生委員が、もっと連携をしていくことが求められていると思います。また、現場では、民生委員が直接、様々な高齢者の方や、ご家庭の状況に直接関与する立場にあるため、どうしても色々なことを抱え込んでしまう状況にあると思います。そういう意味でも、民生委員への支援がすごく大切だと感じました。

それから、シルバー人材センターについて、以前は、就労をするためのところだという印象がありましたが、市役所にシルバー人材センターの取り組みについてのポスター等が展示してあるのを拝見し、就労だけでなく、色々なコミュニティ活動をしていたり、クラブ活動をしていたり、老人クラブとも重なるような活動をされていることを知りました。社会に参加したいけれど、普通に働く自信がないという方が、自分の強みを生かしつつ、皆さんと繋がりを持ちながら社会参加ができて、なおかつ働ける場として、芦屋市のシルバー人材センターは、大変素敵な活動をされていると感じました。しかしながら、本日の議論の中で、シルバー人材センターの中でも高齢化が進んでいるというお話があったり、コロナ禍で活動範囲が少し制限されているという課題も伺いましたので、まだ新型コロナウイルスの影響が大きいのだと痛感いたしました。

老人クラブに関しても、高齢化が随分進んでいるというお話がありました。2040年が高齢化のピークとされ、後期高齢者が増えていく中で、活動的な高齢者が増えてはいるけれど、支援が必要な方も増えていきます。そういった状況で、身近なところで社会参加ができたり、お誕生日会をしてもらえたりなど、みんなで集うということがすごく大切になると思いますので、老人クラブの果たす役割は大きくなっています。芦屋市としても、そういった部分の支援について、これからも継続して行っていただきたいと思います。

本日評価いただいた内容を、10次計画は決まっておりますが、その次の計画に反映させていただきたいと考えております。

(事務局 竹内)

皆様、大変貴重なご意見をたくさんいただきまして、ありがとうございました。

現在、既に第10次の計画が走り出しておりますが、皆様からいただきました貴重なご意見につきましては、今後の施策、また日々の施策の中に取り込んでいきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、来年の7月末をもちまして、3年間の任期が終了になります。ありがとうございました。

次回の評価委員会につきましては、来年の8月以降を予定しておりますので、委員の皆様のご審議につきましては、本日が最終になります。3年間、本当にありがとうございました。

なお、次期の委員につきましては、各団体からのご推薦をお願いしたいと思っておりますので、改めて事務局から連絡をさせていただきたいと思っております。

また、日程調整につきましても、来年のことになりますので、改めてその点につきましてもご連絡させていただきます。

(澤田委員長)

ほかに、特に連絡はございませんでしょうか。

それでは、これをもちまして、令和6年度芦屋すこやか長寿プラン21評価委員会を終了させていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。